

諮詢第50号の答申

経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について（抄）

本委員会は、諮詢第50号による経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（略）

2 諒問第8号の答申「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」（平成20年8月20日付け府統委第109号）における今後の課題への対応について

前回答申において、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討する必要がある、との指摘がされている。

これについて、総務省の検討状況は、次のとおりである。

- ① 統計法第27条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に実施している。しかしながら、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報）のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。
- ② 事業所・企業への照会の回答状況はまだまだ不十分であり、今後更なる改善方策を検討する必要がある。
- ③ これらのことから、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、改めて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。
- ④ 今後、経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充する必要がある。
- ⑤ また、今後については、平成26年経済センサス-基礎調査結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業による事業所母集団データベースの整備の進捗状況を踏まえた上で、母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め、検討していく。

以上の今後の検討課題への対応のうち、①から③までについては、方向性としては、

適當である。また、④及び⑤については、後述3の今後の課題で示した方向で検討する必要がある。

3 今後の課題

今後の課題は、以下のとおりである。

(1) 平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」の中で指摘されている「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みの検討について

政府は、「平成26年経済センサス-基礎調査」実施後の「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みについて、今後、「総売上高」に係る調査の在り方や、他の関連統計調査を含めた調査期日の統一化も含め、早急に検討する必要がある。

(2) 母集団情報の整備等の在り方について

総務省は、長期的には事業所母集団データベースを整備し、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指し、以下の点について、早急に対応する必要がある。

- ① 新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。
- ② 平成26年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討すること。

(以下略)

**平成 26 年経済センサス-基礎調査及び同年に実施される
商業統計調査の変更の審議の際に出された意見に基づくメモ
(抄)**

1 経済統計の体系整備の観点から見た、平成 26 年経済センサス-基礎調査実施後の経済センサス-活動調査の間に実施される母集団情報の整備等のための調査の枠組みに関する検討について

今回の審議では、2 回目の実施となる平成 26 年経済センサス-基礎調査について、平成 21 年の基礎調査では行われなかった「総売上高」を把握すること等を盛り込んだ調査計画の適否に関して、議論が集中しました。その際、基礎調査については活動調査と異なり、平成 18 年 4 月に各府省統計主管部局長等会議において了承された「経済センサスの枠組みについて」では、周期調査という位置付けはなされておらず、平成 26 年調査終了後の「5 年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」の枠組みについては白紙という前提で審議を致しました。

結論的には、答申のとおり、今回諮問された計画に関する限り、承認することとしました。今後の母集団情報の整備等のための調査の枠組みについては、まずは、調査を実施する行政機関等が検討し、全政府的なコンセンサスを得ることが必要になると同時に、今回答申しました調査計画における「総売上高」に関しては、今後、どのような形で把握するにせよ、次の 2 つの論点について整理する必要があると考えます。

- (1) 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の搭載データとしての「総売上高」の在り方とその把握方法
- (2) 経済統計の体系整備並びに報告者負担増加及び調査環境の悪化防止の観点から、総売上高を把握する経済センサス-活動調査を初めとする他の基幹統計調査との重複回避

今回の調査計画については、以上の 2 点に関して、「運用初期段階にある事業所母集団データベースの有用性の向上及び利活用のための環境整備に資する」ということが認められ、かつ、報告者負担の軽減や回収率低下防止のための方策を調査を実施する行政機関において現在考えられる最大限の努力をするという説明があったことから承認をしました。したがって、当然、今後の経済センサス - 活動調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査を、今回の答申をもって保証するものではありません。

今回の部会審議では、結局、今後の母集団情報の整備等のための調査の枠組みが定まっていない状況の下において、「総売上高」を調査項目として採用することの可否を検討する必要があったために整理が難しくなったように思います。したがって、この機会をとらえて、経済センサス-活動調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査の枠組みに関して、根本的な検討に着手す

ることが必要であると考えます。

経済構造統計及びそれを作成するための経済センサス-活動調査を基礎として経済統計を組み立てている現状にあって、このような枠組みの検討は活発な活動を続ける我が国の経済について、そのダイナミズムに応じた経済統計の整備・発展に必要不可欠であると考えます。

現在、統計委員会は、次期基本計画の策定に向けた審議を開始しております。経済統計については基本計画部会第1ワーキンググループで議論をすることになっていますが、私としては、上述の論点を含め、是非、本部会における審議を参考にしていただければと思います。そして、経済統計の体系整備の観点から、上記の枠組みの検討を踏まえつつ、平成26年経済センサス-基礎調査実施後の経済センサス-活動調査の間における統計調査の在り方について、統計委員会として迅速かつ真摯な議論に基づいてコンセンサスが得られるように願っています。

(以下略)